

水切りで生ごみをダイエットして、 においもスッキリしましょう

生ごみの約8割は水分です。水切りをすることで、ごみが軽くなり、ごみ出しの時に楽になります。また、水分はにおいの元になるので、においの発生防止にもなります。水気がなくなると効率よくごみを焼却できるので、焼却施設から出るCO₂の排出量が削減されたり良い点がたくさんあります。

水切りのポイントを解説しますので、ぜひ、実践してください。

◇水切りの3ポイント

濡らさない

- ・野菜は皮をむいたり、使わない部分を切ったりした後に、水で濡らしましょう。
- ・生ごみを入れる三角コーナーはシンクの外において濡れないようにしましょう

乾かす

- ・お茶がらやティーバッグは水気を絞り、天日干ししましょう
- ・りんごやバナナの皮なども新聞紙の上に置いて乾かしましょう

しぼる

- ・水切り器を使って水気を切りましょう

◇水切り器は簡単に作れます！

ご家庭にあるCDやペットボトル上部を使い、水切りネットをしばると効果的な水切りができます。

※ペットボトルの切り口は、けが防止のためビニールテープを貼りましょう。



市公式Youtubeチャンネルで水切り器の作成方法を紹介していますので、ご覧ください。

また、市では、生ごみ処理器の購入費の補助制度がありますので、併せてご検討ください。

☎地域づくり課環境対策班

☎(70) 0386



▲補助制度の詳細
(市ホームページ)



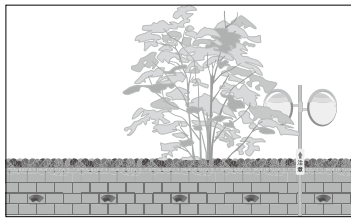
▲水切り器作成動画
(Youtube)

道路上に張り出した樹木の枝払いなどのお願い

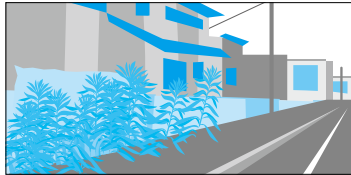
道路に張り出した枝は、通行の妨げになるだけでなく、見通しを悪くして交通事故の原因になることもあり、大変危険です。

道路に張り出した枝が原因で事故が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われることがあります。

歩行者・通行車両の安全を守り、住み良い環境を維持するため、道路沿いに土地を所有している方は、樹木の伐採・枝切りなど適切な管理をお願いします。



張り出した枝により見えづらくなったカーブミラー



民地からはみ出した草により狭くなった道路

☎〈市道について〉
建設課管理班
☎(70) 0350

☎〈国道・県道について〉
千葉県山武土木事務所
☎(54) 1132

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地の雑草は景観を損なう上、害虫や不法投棄を招きます。

また、通行の妨げとなり危険です。

空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行いましょう。

☎地域づくり課環境対策班

☎(70) 0386



8月のごみ収集日

6月の可燃ごみの量 目標：873トン 実績：900トン(27トンオーバー)
8月の目標：902トン
※年間目標達成のために1人1日当たり15g以上のごみを減らす必要があります！

☎地域づくり課環境対策班
☎(70) 0386

地 区 名	ビン・ガラス	金属類	カン	ペットボトル	可燃ごみ	蛍光灯	電池類
金谷郷（1区・2区・3区・4区・5区・沓掛・旧駅前のうち JR 東金線より西側地区）・餅木・大竹・季美の森南・大網（南町のうち JR 東金線より西側地区）・北吉田・桂山・九十根・長国・下ヶ傍示・細草・清水・二之袋	6 日(水)	20 日(水)	13 日(水) 27 日(水)	毎週(金)	祝日・振替休日 は祝日・振替休日は通常通り回収を行います	今月は収集を行いません。	今月は収集を行いません。
大網（笹塚・前島・長峰・竹の下・道塚・北の谷・宮谷・内谷・前島団地・前島区内町内会・新堀・本宿と新田のうち JR 東金線より西側地区・沼向・双葉区・福田のうち県道山田台大網白里線より北側地区）・県道山田台大網白里線より北側の（柿餅・北飯塚・木崎・星谷）・小西・養安寺・北横川・山口・みどりが丘・上貝塚・清名幸谷・上貝塚柿餅入会地・上谷新田・富田（北）・富田（東）・柳橋	7 日(木)	21 日(木)	14 日(木) 28 日(木)	毎週(木)	毎週 (月)(水)(金)		
永田・ながた野・小中（平沢）・萱野・砂田・神房・北今泉・南今泉（県道山田台大網白里線より北側地区）	1 日(金)	15 日(金)	8 日(金) 22 日(金)	毎週(月)	毎週 (火)(木)(土)		
大網（浜宿・新宿・南町また本宿と新田で JR 東金線より東側地区・福田のうち県道山田台大網白里線より南側地区）・金谷郷（JR 東金線より東側地区）・仏島・みやこ野・経田・駒込（15 区のうち JR 外房線より東側地区および大あみハイツ）・東駒込・南飯塚・南横川・弥幾野・県道山田台大網白里線より南側の（柿餅・北飯塚・木崎・星谷）・富田（南）・わらび台	5 日(火)	19 日(火)	12 日(火) 26 日(火)	毎週(火)	毎週 (月)(水)(金)		
南玉・池田・駒込（7 区・15 区のうち JR 外房線より西側地区）・みずほ台（みずほ東自治会含む）・小中（小中・宮崎）・四天木・四天木甲・四天木乙・南今泉（県道山田台大網白里線より南側地区）	4 日(月)	18 日(火)	13 日(水) 25 日(月)	毎週(水)	毎週 (火)(木)(土)		

こちらは消費生活センターです！

高齢者サポートサービスの契約トラブルに注意

〈事例〉

折り込みチラシを見て、高齢者の生活支援などをしてくれる事業者と契約をした。サービス内容は身元保証、生活支援、葬送支援で、代金は約190万円だった。勧誘時に「190万円以外にお金はかからない」と言われていたので、ここからサービス代金が支払われるという認識だった。

ところが、サービスを利用したところその都度代金を請求され、解約を申し出ると、半分しか返金できないと言われた。(80歳代)

〈ひとことアドバイス〉

家族や親族に代わって高齢者の身元保証、日常生活の支援、死後事務などを行う「高齢者等終身サポートサービス」は、事業者によって提供

されるサービスの内容や料金体系などがさまざまです。

契約をする前に、サービス内容や支払総額、解約条件などをよく確認しましょう。

契約内容がよく理解できなければその場で判断せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。国の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」のチェックリストなども参考にするとよいでしょう。

(参考資料：国民生活センター 見守り新鮮情報 第511号より)

〈市消費生活センター〉

▶相談電話＝☎(70) 0344

※相談日時などは11面に掲載。

☎地域づくり課市民協働推進班

☎(70) 0342

広告欄

9月1日(木)は市県民税民健康保険税の納期限▼税務課休日窓口（市税納付・納税相談）8月31日(日)9時～15時

☎税務課滞納整理班 ☎(70) 0323